次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（財務諸表等の備置き及び閲覧等） **第九条の二十**　［略］ ２　定期講習受講者その他の利害関係人は、指定講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、指定講習機関の定めた費用を支払わなければならない。 一～三　［略］ 四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもの（受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものに限る。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 イ　［略］ ロ　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 備考　表中の［　］は注記である。	（財務諸表等の備置き及び閲覧等） **第九条の二十**　［略］ ２　定期講習受講者その他の利害関係人は、指定講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、指定講習機関の定めた費用を支払わなければならない。 一～三　［略］ 四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもの（受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものに限る。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 イ　［略］ ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができるものをもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（中小企業投資育成株式会社業務処理規則の一部改正）

第九条　中小企業投資育成株式会社業務処理規則（昭和三十八年通商産業省令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第九条の経済産業省令で定める電磁的記録） **第六条の二**　法第九条の経済産業省令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に記録されたものとする。	（法第九条の経済産業省令で定める電磁的記録） **第六条の二**　法第九条の経済産業省令で定める電磁的記録は、フレキシブルディスクカートリッジ（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Ｘ六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）に記録されたものとする。

（日本電気計器検定所法施行規則の一部改正）

第十条　日本電気計器検定所法施行規則（昭和四十年通商産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続） **第二十五条**　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を提出することにより行うことができる。 一～十二　［略］ ２　法第二十四条の業務方法書の認可を受ける場合は、当該方法書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体をもつて行うことができる。 ［削る］	（電磁的記録媒体による手続） **第二十五条**　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第二のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。 一～十二　［略］ ２　法第二十四条の業務方法書の認可を受ける場合は、当該方法書に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第二のフレキシブルディスク提出票をもつて行うことができる。 （フレキシブルディスクの構造） **第二十六条**　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｘ六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ 二　日本産業規格Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ （フレキシブルディスクの記録方式） **第二十七条**　第二十五条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二五に規定する方式